

在留邦人の皆様へ

3月20日より、旅券法の改正に伴い

旅券の「記載事項の変更の記載」（手数料\$11 平成26年2月現在）が廃止されます。

従来は、婚姻等により姓の変更があった場合且つ旅券の有効期限が1年以上ある場合には、スタンプ等の印字により訂正を行っていましたが、

3月20日以降は、

旅券の有効期限が1年以上ある場合でも記載事項を変更した新しい旅券の発給を行うこととなります。（手数料\$7.3）

（新しい旅券の有効期限は、現保有旅券の有効期限と同一になります。）

なお、現在、記載事項の変更を受けている旅券に関しては、従来通り使用可能ですが、旅券に内蔵されているICチップの旅券データは変更されておられません。

2015年11月25日以降は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるパスポートの国際基準が変更されるため、渡航先によっては、出入国時における審査においてトラブルが発生する可能性もありますので、3月20日以降に記載事項を変更した旅券の発給を受ける事をお勧めします。

本件に関するお問い合わせ

在ハガッニャ日本国総領事館

電話：646-1290 領事

e-mail：imfocgj@ag.mofa.go.jp

2014年3月20日以降は、記載事項変更旅券の発給を申請出来ます。  
 パスポートの氏名・本籍に変更があった場合の申請別の比較

	新規旅券への切替え	記載事項変更旅券 (注1)	記載事項の訂正 (平成26年3月20日廃止)
現在有効な旅券	返納後に失効し、 新しい旅券冊子になります。		返納せず、旅券冊子 も変わりません。
所持人自署(サイン)	新しくなります。		訂正前と 変わりません。
顔写真			
ICチップ内のデータ			
旅券番号			
手数料	10年用：\$195 5年用：\$134 12歳未満：\$73	\$73	\$11
有効期間	発行日から 10年間又は5年間	記載事項変更前の旅券 の有効期間満了日まで	有効期間満了日まで
申請から受取 までに 必要な期間	約1週間		申請日 の 翌々日
代理人による申請	条件付で可(注2)		
代理人による受取	不可(申請者本人がお越し下さい)	条件付で可(注2)	

注1：記載事項変更旅券の申請は、平成26年(2014)3月20日以降可能です。

注2：代理人による申請に必要な書類や条件等は、当館へお問い合わせ下さい。

# お持ちのパスポートの氏名・本籍に変更があった方へ (～訂正の制度が変わります～)

## <訂正制度の変更>

◎現在、有効なパスポートの身分事項に変更があった方は、原則としてパスポートを新規に切り替えて申請していただく必要がありますが、変更が氏名・本籍の都道府県名のみの場合には、記載事項の訂正を申請していただくこともできます。しかし、平成26年3月20日に旅券法の一部を改正する法律が施行されることに伴い「記載事項の訂正」の制度は廃止されることとなり、同日からは「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートの申請の受付が開始されます。記載事項変更旅券は新しいパスポートの作成と同様、申請から受取までに約1週間(申請場所により異なりますので詳しくは職員までお尋ね下さい。)かかりますのでご注意ください。

◎記載事項変更旅券には、変更後の氏名・本籍が顔写真のページやICチップに反映されており、変更前のパスポートと有効期間満了日が同じになります。

## <制度変更の趣旨とお願い>

◎国際民間航空機関(ICAO)が定めるパスポートの国際標準により、2015年11月25日以降は、渡航先の国によっては、現行の訂正旅券が新しい国際標準に合致しないのではないかと指摘を受けたり、出入国時における審査においてトラブルとなる可能性が更に大きくなることも予想されるほか、海外滞在中の様々な手続きに支障が生じるおそれも考えられます。

◎平成26年3月19日までは、氏名・本籍に変更が生じた場合に引き続きスタンプによる訂正を行うこともできますが、できるだけ新しいパスポート(10年又は5年)の発給を申請されることをお勧めします。なお、すでにスタンプにより訂正された旅券をお持ちの方も、新しいパスポート(10年又は5年)を申請していただくことができます。

## <平成26年3月20日以降のお取り扱い>

◎お持ちのパスポートの氏名・本籍に変更があった方は、平成26年3月20日以降は「記載事項の訂正」を申請することはできませんので、パスポートを返納の上、記載事項変更旅券又は新しいパスポートを申請していただくこととなります。

**詳しくは外務省のホームページ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page3\\_000097.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page3_000097.html))をご覧ください。**

平成26年3月19日までは以下のとおりとなります。

